

入札公告

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定め、次のとおり一般競争入札に付します。

令和 6 年 8 月 26 日

岩手県知事 達増 拓也

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名 河川情報基盤雨量計更新作業業務委託
- (2) 仕様等 入札説明書による。
- (3) 委託期間 契約締結の翌日から令和 7 年 3 月 20 日（木）まで
- (4) 履行場所 岩手県宮古市ほか

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の全てを満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号のいずれかの規定に該当しない者であること。
- (2) 一般競争入札参加申請書を期限までに提出した者であること。
- (3) 入札書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から競争入札に関する指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (5) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (6) 国土交通省又は地方公共団体の各機関が発注した雨量計新設に関する同種業務又は同種工事について、平成 26 年 4 月以降実績を有する者であること。この場合において、雨量計新設とは、雨量計を設置し、調整(テレメータの調整は含まない。)まで行う作業を指す。

3 契約条項を示す場所

- (1) 閲覧
令和 6 年 8 月 26 日（月）午前 9 時から令和 6 年 9 月 5 日（木）午後 5 時まで
- (2) 閲覧方法
設計書（金抜き）、特記仕様書等の閲覧は、岩手県のホームページにおいて行う。

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 入札予定日時 令和 6 年 9 月 9 日（月）11 時 00 分
- (2) 場 所 岩手県盛岡市内丸 10 番 1 号
岩手県庁 PH3 階 P3 会議室

5 入札保証金に関する事項

入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の110に相当する金額の100分の3以上の金額を岩手県会計管理者に納付しなければならない。ただし、入札参加者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札説明書の配布

入札説明書は、岩手県のホームページで配布する。なお、入札参加希望者は、本業務に申請するときは、岩手県のホームページを必ず確認し、常に最新の入札説明書及び関係様式を使用すること。

7 入札参加申請書の受付期限及び提出先

入札参加希望者は、岩手県のホームページで配布する一般競争入札参加申請書を令和6年9月5日（木）午後5時までに11に示す提出先に持参又は令和6年9月5日（木）までに提出したことが証明若しくは確認できる送付方法により提出すること。

8 質問書の受付及び回答方法

設計書等に対して質問がある場合は、書面（様式任意、FAXによる提出可）により令和6年9月5日（木）午後5時までに11に示す問い合わせ先に提出すること。また、回答は、入札参加希望者に対し令和6年9月6日（金）までにFAXにより送信する。

9 入札の方法等

- (1) 入札書は、4の日時及び場所に持参して提出すること。
- (2) 落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) その他入札に関する詳細は、一般競争入札心得によること。

10 その他

- (1) 7により提出された書類を審査した結果、入札説明書に示す仕様を満たすと認められたものに限り、入札に参加できるものとする。
- (2) この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者の求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 落札者の決定方法 会計規則（平成4年岩手県規則第21条）第100条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (5) その他詳細は、入札説明書による。

11 入札参加申請書の提出及び問い合わせ先

郵便番号 020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号
岩手県県土整備部河川課 流域治水担当
電話番号 019-629-5905 FAX 019-629-5909